

16世紀ヴェネツィアにおけるゲットーの創設

著者	藤内 哲也
雑誌名	鹿大史学
巻	58
ページ	55-66
別言語のタイトル	Establishment of the Ghetto in the Sixteenth Century Venice
URL	http://hdl.handle.net/10232/14997

16世紀ヴェネツィアにおけるゲットーの創設

藤内 哲也

はじめに

中世ヨーロッパを代表する国際商業都市ヴェネツィアでは、イタリア半島に広がる本土領や東地中海に点在する海外領土をはじめ、フィレンツェやミラノといったイタリア諸都市やドイツをはじめとする西ヨーロッパ世界、あるいはオスマン帝国やアルメニアからペルシアにいたるきわめて広範な地域から、言語も信仰も服装も異なる商人や労働者や旅行者が来訪し、繁栄する都市に国際色豊かな彩りを添えていた¹。ユダヤ人もまた、そうした外来者集団のひとつである。ただしユダヤ人は、強制的、隔離的な居住区である「ゲットー ghetto」での居住が義務づけられていた点に、他の集団との大きな違いがある。

ヴェネツィアのゲットーは、1516年3月にイタリアで最初に設立された。ゲットーとは、ヴェネツィア方言の「鋳造する gettare」という単語に由来し、居住区が設定された小島周辺の地名であったが、早くも16世紀半ばにはユダヤ人居住区を指す名称として各地に広まっていった²。その意味では、ヴェネツィアは「ゲットー発祥の地」といえるだろう³。15世紀後半以降イタリアでは、フランチェスコ会修道士の主導によりユダヤ金融に代わる公益質屋 Monte di Pietà の設立運動が展開され、反ユダヤ感情が高揚していたが、ローマやフィレンツェをはじめとするイタリア諸都市でゲットーが設立されるのは、対抗宗教改革が展開された16世紀後半以降のことである⁴。そのため、16世紀初頭にヴェネツィアが他都市に先駆けて

1 ヴェネツィアの外来者については、Donatella Calabi, 'Gli Stranieri e la città,' A. Tenenti e U. Tucci, a cura di, *Storia di Venezia*, V, Roma, 1996; 齊藤寛海「ヴェネツィアの外来者」歴史学研究会編『港町の世界史② 港町のトポグラフィ』青木書店、2006年、拙稿「ヴェネツィアの外来者とマイノリティ——都市社会のなかのボーダー——」竹内勝則・藤内哲也・西村明編『クロスボーダーの地域学』南方新社、2011年1月刊行予定。また、陣内秀信『ヴェネツィア 水上の迷宮都市』講談社現代新書、1992年、94-110頁も参照。

2 'Jewish Quarter,' *Encyclopedia Judaica* 2nd ed., vol.11, Detroit, New York, San Francisco, New Haven, Conn., Waterville, Maine and London, 2007, pp.310-313. ユダヤ人居住区を指す用語としての「ゲットー」の起源と普及については、Benjamin Ravid, 'The Religious, Economic and Social Background of the Establishment of the Ghetti in Venice,' Gaetano Cozzi, a cura di, *Gli ebrei e Venezia: secoli XVI - XVIII*, Milano, 1987, pp.218-219 (以下、'Background'); id., 'From Geographical Realia to Historiographical Symbol: The Odyssey of the Word *Ghetto*,' David B. Ruderman, (ed.), *Essential Papers on Jewish Culture in Renaissance and Baroque Italy*, New York and London, 1992を参照。

3 ただし、強制的なユダヤ人居住区は、すでに15世紀にはフランクフルトで成立していた。フランクフルトのゲットーについては、小倉欣一「皇帝・聖職者・都市参事会——フランクフルトのユダヤ人ゲットー建設をめぐる——」比較都市史研究会編『都市と共同体』上、名著出版、1991年、同『ドイツ中世都市の自由と平和 フランクフルトの歴史から』勁草書房、2007年、ルイス・ワース（今野敏彦訳）『ユダヤ人問題の原型・ゲットー』明石書店、1993年、小倉欣一・大澤武男『都市フランクフルトの歴史——カール大帝から1200年——』中公新書、1994年、大澤武男『ユダヤ人ゲットー』講談社現代新書、1996年を参照。また、拙稿「近世イタリア諸都市におけるゲットーの立地と景観」『龐大史学』第56号、2009年（以下、「立地と景観」）も参照。

4 ヴェネツィアを除けば、1555年に教皇パウルス5世がローマにゲットーを創設したのを端緒として、16世紀後半

ゲットーを創出した要因は、イタリア半島やヨーロッパ世界における中世末期からの反ユダヤ運動の激化という広範な文脈とともに、なによりもヴェネツィア固有の事情のなかに探し求める必要があるだろう。

ヴェネツィアにおけるゲットーとユダヤ人については、ヴェネツィア史やユダヤ史の観点から、多くの研究成果が蓄積されている。このうち、ゲットーの設立とその背景に関するものとして、ユダヤ金融や公益質屋との関係から、15世紀末以降のユダヤ人問題やゲットー設置をめぐるヴェネツィア貴族の動向を考察したプラン⁵、戦争による社会的緊張の増大と悔悛や贖罪によって聖なる都市の浄化や救済を希求する宗教的心性の高まりにゲットー成立の要因をみるクルゼーパヴァン⁶、同様に戦況の悪化による反ユダヤ感情の高揚を重視するフィンレーの論考などがあり⁷、またカラービらは建築史的な観点からゲットーを取り上げている⁸。一方ユダヤ史研究においては、ロスやカリマーニがヴェネツィアのゲットーやユダヤ人の歴史をたどる概説的な著作を刊行しているほか⁹、ユダヤ史研究を基盤としながらも、ヴェネツィアの政治や社会の動向とユダヤ人の活動を関連づける都市史的な視座を共有するラヴィドは、ゲットーの設置や拡大の背景とヴェネツィア政府による反ユダヤ法制の変遷、ゲットー内部におけるユダヤ人の活動や共同体のあり方など、実に多くの成果を挙げている¹⁰。これらの先行研究に共通するのは、ヴェネツィアのゲットーが、カンブレール同盟戦争による社会不安や経済状況の悪化を背景に、ユダヤ人追放を主張する都市民とユダヤ人の経済力を利用したい都市当局との妥協の産物として創設されたとする点である。こうした見解の妥当性については、本稿においても確認していきたい。

日本では、大黒俊二氏がゲットーの空間構成とユダヤ人の社会的結合との相互関係をスケッチし¹¹、公益質屋との関連から中世末期イタリアのユダヤ人金融業者をめぐる状況を概観して

から17世紀にかけてイタリア各地でゲットーが設立された。'Jewish Quarter,' pp.310-313. イタリア諸都市のゲットーの空間的特徴については、拙稿「立地と景観」を参照。

5 Brian Pullan, *Rich and Poor in Renaissance Venice: The Social Institutions of a Catholic State, to 1620*, Oxford, 1971, part III (以下、*Rich and Poor*) ; id., 'Jewish Moneylending in Venice: from Private Enterprise to Public Service,' Gaetano Cozzi, a cura di, *Gli ebrei e Venezia: secoli XVI - XVIII*, Milano, 1987.

6 Elisabeth Crouzet-Pavan, 'Venice between Jerusalem, Byzantium, and Divine Retribution: The Origins of the Ghetto,' Alisa Meyuhass Ginio (ed.), *Jews, Christians, and Muslims in the Mediterranean World after 1492*, London and Portland, 1992, trans. by Sharon Neeman.

7 Robert Finlay, 'The Foundation of the Ghetto: Venice, the Jews, and the War of the League of Cambrai,' *Proceedings of American Philosophical Society* 126, 1982.

8 Donatella Calabi, Ugo Camerino, Ennio Concina, *La città degli ebrei. Il ghetto di Venezia: architettura e urbanistica*, Venezia, 1991.

9 Cecil Roth, *History of the Jews in Venice*, New York, 1975 (first published in 1930); Riccardo Calimani, *Storia del Ghetto di Venezia*, nuova edizione, Milano, 2000 (以下、*Storia del Ghetto*) ; id., *The Ghetto of Venice*, trans. by K. S. Wolfthal, Milano, 2005 (以下、*Ghetto of Venice*).

10 ラヴィドの業績は数多いが、ゲットーの創設に直接かかわるものとしては、さしあたり前掲の 'Background' のほか、Benjamin Ravid, 'The Venetian Government and the Jews,' R. C. Davis and B. Ravid (eds.), *The Jews of Early Modern Venice*, Baltimore and London, 2001 (以下、'Government and the Jews') を参照。

11 大黒俊二「都市空間と社会的結合の比較史——重点研究を振り返って——」『都市文化創造のための比較史的研究』

いるほか¹²、齊藤寛海氏がイベリア半島出身のセファルディム系ユダヤ商人の活動に主眼を置きつつ、ヴェネツィアのゲッソーの成立と拡大の過程について触れているが¹³、この問題を正面から取り上げた論考はほとんど見当たらない¹⁴。そこで本稿では、ヴェネツィアのゲッソーのもつ歴史的な特徴や意義を検討し、ユダヤ人とキリスト教徒の都市民や旅行者との関係性について考察するための出発点として、基礎的な史料やラヴィドの業績を中心とする先行研究に拠りながら、1516年のゲッソー設立に至る過程や背景について考えてみたい。

1. ゲッソー以前のヴェネツィアとユダヤ人

これまでヴェネツィアでは、すでに12世紀にはユダヤ人が活発な商業活動を営んでいたと考えられていた。たとえば、1152年のものとされる人口調査には1300人ものユダヤ人が登録され、都市中心部の南側に連なるスピナルンガ島に定着したとされる。そのため13世紀半ばには、この島はユダヤ人にちなんでジューデッカ島 Giudecca と呼ばれるようになり、シナゴークも建てられていたという¹⁵。

こうした見解は、16世紀後半に刊行されたサンソヴィーノ Sansovino の都市案内書『高貴並ぶものなき都市ヴェネツィア』にも記載されているように¹⁶、遅くともこの時期までには人口に膾炙し、またロスに代表される近代の研究者にも受容されたのである。しかしながら、近年ラヴィドやカリマーニは、その根拠となった史料解釈の誤りを指摘して、12世紀またはそれ以前からのユダヤ人のヴェネツィア定着を否定した¹⁷。彼らによれば、1152年の人口調査は実際には1552年かそれ以降のものであり、またジューデッカという名称もユダヤ人に由来するものではないという。クレタ島をはじめとするヴェネツィアの海外領土からユダヤ商人が来訪していたことはあっても¹⁸、14世紀初頭までのヴェネツィアのユダヤ人口はきわめて少数であって、ユダヤ人の経済活動に関する政府の規定もとくに設けられていなかった。そして、ヴェネツィア政府が積極的にユダヤ人の金融活動に関与するようになるのは、黒死病の流行やジェノヴァとの戦争などによって社会不安が増大し、ユダヤ金融への需要が高まった14世紀中葉まで待た

(大阪市立大学都市文化研究センター重点研究報告書)、2008年。

12 大黒俊二「バルナルディーノ・ダ・シエナとモンテ・ディ・ピエタ設立運動——パヴィアを中心に——」『イタリア学会誌』51、2002年（同『嘘と貪欲 西欧中世の商業・商人観』名古屋大学出版会、2006年に再録）。

13 齊藤寛海「シャイロックの時代のユダヤ人」『一橋論叢』116・4、1996年（同『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館、2002年に再録）。

14 例外として、ドナテッラ・カラービ（福井憲彦・福井憲太訳）「ユダヤ人の都市——ヴェネツィアのゲッソーをめぐる考察——」福井憲彦・陣内秀信編『都市の破壊と再生 場の遺伝子を解読する』相模書房、2000年、和栗珠里「ヴェネチアのユダヤ人」『週刊シルクロード紀行32 ヴェネチア』朝日新聞社、2006年などがある。

15 Roth, *op.cit.*, 9-11.

16 Francesco Sansovino, *Venetia Città nobilissima et singolare*, Venezia, 1581, ristampa, Bergamo, 2002, fs.137v; id., *Venetia Città nobilissima et singolare con le aggiunte di Giustiniano Martinioni*, 1663, ristampa, Venezia, 1968, p.368. 以後、初版ページ数（増補版ページ数）と表記する。

17 Ravid, 'Government and the Jews,' p.3; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.5-8; id., *Ghetto of Venice*, pp.2-4.

18 Ravid, 'Government and the Jews,' p.3.

なければならないのである。ただし、この時期においてもなお、ユダヤ人の市内居住は認められず、対岸の小都市メストレにおいて適正な利率での金融業の展開が認可されたのであり、またこれらの措置は必ずしもユダヤ人の金融業者を対象としたものでもなかった¹⁹。

こうした排除政策を転換し、ユダヤ人のヴェネツィア居住と金融業の営業を認める契機となったのは、宿敵ジェノヴァとの最後の決戦であるキオッジャ戦争である。戦時経済の悪化により、非合法の金貸しが横行していたことへの対応として、1382年に最高税率を抑えて金融業を営むことを許可する特許状が交付された。ここでも、その対象は必ずしもユダヤ人に限定されていなかったが、政府による誘致に応じたのは、3人のユダヤ人との共同で応募した1人のキリスト教徒を除き、すべてユダヤ人であったことから、実質的にはユダヤ人に与えられた最初の特許状として位置づけられている²⁰。すなわち、ジェノヴァとの戦争という非常時において、ヴェネツィアはそれまでの方針を転換し、ユダヤ人にも門戸を開いたのであり、1385年に特許状が更新された際には、その対象はユダヤ人と明記され、4000ドゥカートユダヤ人への課税も盛り込まれたのであった²¹。

ところが、1380年代後半にはヴェネツィアのユダヤ人政策は再び厳格化し、特許状の再更新をめぐる、当局とユダヤ人共同体との間の緊張が高まっていった。利子率の低減や小口の貸付を強要しようとするヴェネツィア政府に対し、ユダヤ人がヴェネツィアでの活動から撤退し、他都市に拠点を移す可能性すらあったのである²²。そして1394年にはその更新が否決され、特許状の期限満了とともにユダヤ人は再びヴェネツィア市内から追放されて、メストレでの居住を余儀なくされることとなった²³。

この1394年の反ユダヤ法令は、サンソヴィーノの著作ではヴェネツィアにおける反ユダヤ政策の出発点として位置づけられ²⁴、ラヴィドは15世紀におけるユダヤ人の存在形態の枠組みを規定するものとする²⁵。この法令によって、ユダヤ人のヴェネツィア滞在は1度につき15日までに制限され、黄色の身分標識の着用が義務づけられた²⁶。ユダヤ人金融業者は、メストレとヴェネツィアを隔てる潟湖を往来して滞在日数制限を実質的に無効化したが、15世紀にはユダヤ人に関する規定は次第に厳しさを増していくのである。

まず1408年令と1426年令では、ユダヤ人によるシナゴーク建設や礼拝の挙行を非難してこれ

19 *ibid.*

20 *ibid.*, pp.3-4; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.11; id., *Ghetto of Venice*, p.6.

21 Roth, *op.cit.*, pp.17-8; Ravid, 'Government and the Jews,' p.4.

22 Reinhold C. Mueller, 'The Jewish Moneylenders of Late Trecento: A Revisitation,' *Mediterranean Historical Review* 10-2, 1995, pp.204-209.

23 Roth, *op.cit.*, pp.18-19; Ravid, 'Government and the Jews,' p.5; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.13; id., *Ghetto of Venice*, p.8.

24 Sansovino, *op.cit.*, fs.137v (p.368).

25 Ravid, 'Government and the Jews,' p.5.

26 Roth, *op.cit.*, pp.18-20; Ravid, 'Government and the Jews,' p.5.

を禁止し、キリスト教徒の家主やユダヤ人の店子、礼拝への参加者に対する罰則規定が設けられた²⁷。ただし、この規定は教皇ピウス2世の決定にしたがって1464年に緩和され、10人以下の私的な礼拝については容認されている。一方、1424年令ではユダヤ人男性とキリスト教徒の女性との性的関係が禁止され、違反者への罰則が規定された。また1443年には、キリスト教徒の男性とユダヤ人女性との関係も禁止され、ユダヤ人女性にも男性と同様の身分記章の着用が義務づけられた。なお1446年令では、この標識が黄色のサークルから帽子に変更され、15日間のヴェネツィア滞在後は1年間退去することとされた²⁸。

このように、1394年令を端緒とするヴェネツィアの反ユダヤ法制は、1215年の第4ラテラーノ公会議における反ユダヤ規定の枠組みを踏襲して、身分標識の着用義務化やキリスト教徒との性的な関係の禁止を具体的に規定し、ユダヤ人金融業者の市内居住を排除するものであった。しかしながら一方で、経済の発展に有用なユダヤ商人や、評判の高いユダヤ人医師の来訪や居住は歓迎しており、15世紀ヴェネツィアのユダヤ人政策は、必ずしもすべてのユダヤ人を排除するものではなかった。ユダヤ人の職業や経済的、社会的有用性に基づく、ユダヤ人政策のこうした「ダブル・スタンダード」は、この時期の多くのイタリア諸都市に共通している。ただし、ヴェネツィアにおけるユダヤ人の居住や経済活動についての制約は、地中海世界で活躍するユダヤ商人にとってのヴェネツィアの魅力を減少させたうえ、15世紀末にイベリア半島から追放されたセファルディム系のユダヤ商人や、マラーノと蔑称された改宗ユダヤ人に対しては、1497年の元老院令によって2ヶ月以内の退去とその間の商業取引の禁止を規定し、改宗ユダヤ人と取引したヴェネツィア商人に対する罰則規定を設けている²⁹。

こうして、14世紀末の一時期を除いて、ヴェネツィアはユダヤ人の市内居住を認めず、イベリア半島からの亡命ユダヤ人にも冷淡な態度をとっていた。しかし、ヴェネツィアのユダヤ人排除政策は、16世紀に入ると大きな転換を迫られることになるのである。

2. ゲットーの創設

16世紀初頭、ヴェネツィア共和国はヨーロッパ諸列強やイタリア諸国を敵に回してカンブレール同盟戦争を戦い、国家存亡の危機を経験した。1509年のアニャデッロの戦いで決定的な敗北を喫した結果、それまでに獲得したイタリア半島のヴェネツィア領は、トレヴィーゾを除いて同盟軍の手に落ち、避難民が都市に押し寄せてきた³⁰。その避難民のなかには、メストレをはじめ本土領諸都市に居住するユダヤ人も含まれていたが、これは戦時下における市内への避

27 15世紀におけるヴェネツィアのユダヤ人規定の変遷については、Ravid, 'Government and the Jews,' pp.5-7; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.14-15; id., *Ghetto of Venice*, p.10.

28 Roth, *op.cit.*, pp.20-21.

29 Ravid, 'Government and the Jews,' p.7.

30 カンブレール同盟戦争における敗北と16世紀初頭のヴェネツィアの「危機」については、さしあたり拙著『近世ヴェネツィアの権力と社会——「平穏なる共和国」の虚像と実像——』昭和堂、2005年、3-5頁を参照。

難を認められた1503年の特許状に基づく行動であった³¹。こうして戦争という非常時において、それまで禁止されていたユダヤ人の市内居住が実現したのである。その後、本土領が回復されると、ユダヤ避難民の帰還が促進されたものの、なお多くのユダヤ人が市内に残留し、1511年4月には500人を越えるほどのユダヤ人がサン・ポーロ区のサン・アゴスティーノ教区やサン・カッシアーノ教区を中心とする各所に居住していたが³²、彼らにも50リラの罰金をもって退去要請がなされている³³。

しかし市内におけるユダヤ人の存在は、逼迫する戦時経済下での課税対象としても、また困窮する都市民の小口の金融需要を満たすためにも、きわめて有用であった。そこで1503年の特許状が満期を迎えた1513年、十人委員会はユダヤ人金融業者と新たな契約を結び、年間6500ドゥカートを負担を条件に、5年間にわたってヴェネツィア市内で金融業を営むことを承認した³⁴。また1515年には、3年間で5000ドゥカート支払うことで、市内で9店舗の中古品売買取店の開設が認められ、翌16年には10店目も承認されている³⁵。

ところが、公然たるユダヤ人の存在と金融業や古物商の営業は、聖職者や都市民の反ユダヤ感情を刺激した。とりわけ、反ユダヤ感情が高まる復活祭とそれに先立つ四旬節には、戦況の悪化をユダヤ人を受容したヴェネツィアへの神の怒りの表れと解釈し、ユダヤ人排斥と財産没収や公益質屋の設立などを訴える激烈な説教が行われたのである³⁶。

こうした状況を背景に、1515年4月、貴族ジョルジョ・エーモ Giorgio Emo は、元老院の執行部の役割を果たすコッレージョにおいて、ユダヤ人をジューデッカ島へ移す提案を行った。これに対して、金融業者アンセルモ・デル・バンコ Anselmo del Banco (ユダヤ名アシェル・メシュラム Asher Meshullum) をはじめとするユダヤ人共同体の指導者らは、ジューデッカ島に駐屯する傭兵の襲撃や略奪の危険性を訴えて反対を唱えたため、エーモの提案はコッレージョで否決され、ユダヤ人の隔離は実現しなかった³⁷。

しかし翌1516年3月に、同じくコッレージョで貴族ザッカリア・ドルフィン Zaccaria Dolfin

31 Roth, *op.cit.*, pp.39-40; Pullan, *op.cit.*, p.478; Finlay, *op.cit.*, p.140; Ravid, 'Background,' p.213; id., 'Government and the Jews,' p.9; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.40-41; id., *Ghetto of Venice*, p.30.

32 Marin Sanuto, *I Diarii di Marino Sanuto* vol.12, Fulin, R. et al, a cura di, Venezia, 1886 ristampa, Bologna, 1969, col.110. また、Pullan, *op.cit.*, p.486; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.41-42; id., *Ghetto of Venice*, p.31.

33 Sanuto, *op.cit.*, col.110-111; Roth, *op.cit.*, pp.43-44; Pullan, *op.cit.*, p.478; Ravid, 'Background,' p.213; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.42; id., *Ghetto of Venice*, pp.31-32.

34 Pullan, *op.cit.*, pp.481-482; Ravid, 'Background,' p.214; id., 'Government and the Jews,' pp.7-8; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.42; id., *Ghetto of Venice*, p.32.

35 Roth, *op.cit.*, pp.46-7; Pullan, *op.cit.*, p.482; Ravid, 'Government and the Jews,' p.8; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.42; id., *Ghetto of Venice*, pp.32-33.

36 Roth, *op.cit.*, pp.47-48; Ravid, 'Background,' pp.214-215; id., 'Government and the Jews,' p.8; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.42; id., *Ghetto of Venice*, p.32.

37 Roth, *op.cit.*, pp.48-49; Pullan, *op.cit.*, p.486; Ravid, 'Background,' p.215; id., 'Government and the Jews,' p.8; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.43; id., *Ghetto of Venice*, p.32.

がユダヤ人を市内北西部のサン・イエロニモ教区にあるゲットー・ヌオーヴォと呼ばれていた小島に移住させる隔離案を再提案すると、ユダヤ人は前年と同様に集住にともなう略奪の危険性や金融業の営業を認めた1513年の特許状違反などを理由に反対したにもかかわらず³⁸、この法案は元老院で賛成130票、反対44票、無効8票の賛成多数で可決された³⁹。ジュデッカ島への隔離を否決した前年とは正反対の結果をもたらした背景には、戦況の悪化によって、神罰の要因としてのユダヤ人の排斥が求められたことが指摘されている⁴⁰。ゲットー設置令⁴¹の前文でも、

しかし、彼ら（ユダヤ人たち：引用者註）が来訪した後に、都市中に散らばって住み、キリスト教徒と家を共有し、昼夜を問わず好きなどころに出かけ、書くのも憚られるような周知の不品行や、嫌悪すべき忌まわしい行いをなしていることを、神を恐れる我が国の誰もが望んでいない。しかもそれらは主なる神への重大な罪となり、またこの秩序ある共和国の悪評となっているのである⁴²。

として、ユダヤ人の自由な居住と悪しき振る舞いが、都市の名誉や住民の生活を汚すと述べるとともに、ユダヤ人の手にあるキリスト教徒の身体と財産の保護のために、そうしたユダヤ人を隔離することがゲットー設置の目的であると明言しているのである。

とはいえ、注意しなければならないのは、ユダヤ人がヴェネツィア市内に自由に居住できるようになったのは、戦争にともなう臨時の措置として実現したものであり、戦前までは原則として市内居住が認められていなかった点である。それに対してゲットーは、たしかに都市民の反ユダヤ感情の高揚を受けて、ユダヤ人の居住の自由を制限し特定の地区への集住を強制する一方で、ユダヤ人の定住地と金融業や古物商の営業を確保する側面をもつ。ヴェネツィアを除くイタリア諸都市では、都市の中心部に自然発生的なユダヤ人居住区が形成され、後にそれを囲い込むかたちでゲットーが設置されているが⁴³、ユダヤ人を排除して自生的な居住区を欠いていたヴェネツィアのゲットーは、都市政府による強制的な措置ではありながら、ユダヤ人居

38 Pullan, *op.cit.*, p.487; Ravid, 'Background,' p.216.

39 Roth, *op.cit.*, pp.49-50; Pullan, *op.cit.*, pp.487-488; Ravid, 'Background,' p.218; id., 'Government and the Jews,' p.8; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.43; id., *Ghetto of Venice*, p.32.

40 Finlay, *op.cit.*; Crouzet-Pavan, *op.cit.*; Ravid, 'Background,' p.219.

41 ゲットー創設に関する元老院令の原文は、Archivio di Stato di Venezia, *Senato Terra*, reg.19, cc.95r-96r. なお、この法令は Ravid, 'Background,' pp.248-50にも掲載され、また *Venice: A Documentary History 1450-1630*, David Chambers and Brian Pullan, (eds.) Oxford and Cambridge Mass., 1992, p.338-339 (以下、*Documentary History*) には、抜粋した英訳がある。

42 Archivio di Stato di Venezia, *Senato Terra*, reg.19, cc.95r; Ravid, 'Background,' p.248; *Documentary History*, p.338. また、Ravid, 'Background,' p.216; id., 'Government and the Jews,' p.8も参照。

43 拙稿「立地と景観」参照。

住区の新たな創出という意味をもったのである。ここに、ゲッターがユダヤ人の経済的な有用性を利用したい政府の思惑と追放を求める都市民や聖職者の反ユダヤ感情との間の、いいかえればユダヤ人の「保護」と「排除」の間の妥協の産物として性格づけられる要因がある。

さて、1516年の元老院令では、ゲッター・ヌオーヴォへのユダヤ人の移住やゲッターの閉鎖に関する措置が詳細に規定されている⁴⁴。そもそもユダヤ人居住区として指定されたゲッター・ヌオーヴォには賃貸用の住宅があり、そこに居住しているキリスト教徒の住民を退去させてユダヤ人を入居させることが決められた。そのため家主には、現行の家賃の3分の1の値上げと、値上げ分についての十分の一税の免除が認められた。

ゲッター・ヌオーヴォは周囲を運河に囲まれ、2か所に橋が設けられていたが、ここには門が設置され、夜間は施錠のうえ閉鎖され、翌朝に開門された。閉門後に市内で拘束されたユダヤ人には、違反回数に応じて100～500リラの罰金や2ヶ月間の投獄などの罰則が科せられた。ただし、キリスト教徒の診察に出かけた医師については、特例として夜間の外出が認められている。また、この門にはキリスト教徒の守衛が配置され、守衛は単身でゲッター内に居住し、その給与はユダヤ人の負担とされた。さらに、運河に面した船着場はすべて壁で塞がれ、周囲の運河をボートで人や商品の出入りを監視することとなったが、その費用もユダヤ人側の負担とされた。

ゲッターの内部には、信仰の場であるシナゴグを建設することは禁止され、違反者には500リラの罰金が科せられることとなった⁴⁵。ただし、旧来の居住地である対岸のメストレにおいては、従来のようにシナゴグの保有が認められた⁴⁶。しかしながら、ゲッター内の建物の一部をシナゴグとし、少人数での礼拝をおこなうことは黙認されており、早くも1520年代末にはスクオーラ・テデスキと呼ばれるドイツ系の共同体のシナゴグが、また1530年代初頭には別のシナゴグ（スクオーラ・カントン）が建設されている⁴⁷。

ゲッター創設に関するこうした措置は、法案可決後の4月1日にリアルト付近に掲げられ、ユダヤ人は10日以内にゲッター・ヌオーヴォに移住するよう命じられた⁴⁸。ゲッター設置後は、今後ヴェネツィアに來訪する者も含めて、ユダヤ人はすべてゲッターに居住、滞在することが決められ、ユダヤ人がゲッターの外で宿屋を営むことは禁止された⁴⁹。

こうしてヴェネツィアの強制的なユダヤ人居住区としてのゲッターは、戦況の悪化やそれに

44 法令の内容については、註41に挙げたもののほか、以下も参照。Roth, *op.cit.*, pp.53-55; Ravid, 'Background,' pp.216-218; id., 'Government and the Jews,' pp.8-9; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.43-44; id., *Ghetto of Venice*, pp.32-33.

45 Pullan, *op.cit.*, p.488; Ravid, 'Background,' p.217.

46 Ravid, 'Background,' p.217.

47 *ibid.*, p.255, n.8. ゲッター内のシナゴグについては、Ennio Concina, 'Sinagoge,' Calabi, Camerino, Concina, *op.cit.* 参照。

48 Roth, *op.cit.*, p.51; Ravid, 'Background,' pp.219-220.

49 Ravid, 'Background,' p.217.

ともなう社会不安の増大を背景に、直接的にはユダヤ人の追放を求める都市民や聖職者の反ユダヤ感情の高まりをきっかけとして、アシケナジムの金融業者や古物商、医師などの居住や移動、経済活動の自由を制限するために創設された。こうした点については、ゲットーを14世紀末以降の反ユダヤ政策の一環として捉えるサンソヴィーノの著作においても踏襲されている⁵⁰。それは、神への贖罪行為としてのユダヤ人排斥を達成するものであり、戦争中に実現した居住の自由を制限し、新たに都市空間の周縁部に居住区を設定して、そこへの移住を強制する点は、自生的なユダヤ人居住区をそのままゲットーとした他のイタリア諸都市と異なり、むしろ経済活動に有利な場所にあったユダヤ人居住区を撤去して、15世紀半ばに市壁の外部に壁で囲まれた強制的な居住区を設置したフランクフルトの事例と共通した性格を持つといえるだろう⁵¹。

とはいえ、より長期的な視点に立てば、ゲットーの創設はユダヤ人の排除という伝統的な原則を転換し、その居住と経済活動を保証する側面をあわせもっていた⁵²。いわば、都市内でのユダヤ人の定着を確立するためのゲットーであり、その創設がユダヤ人の経済力を利用したい政府と、その追放によって神の赦免を得ようとする聖職者や都市民の反ユダヤ感情との妥協の産物として捉えられる根拠をなしているのである。

3. ゲットーか追放か

前章でみたように、ヴェネツィアのゲットーはユダヤ人の居住の自由を制限する反面、それまで禁止されてきた市内居住を保証する側面も持っていた。しかし、ゲットーの創設が直ちにユダヤ人の永続的な居住を確立したわけではない。ユダヤ人の市内居住を認める法的根拠は、ユダヤ人の金融業や古物売買を認める特許状であったが、それには5～10年間の有効期限が設けられていたため、その更新をめぐる激しい議論が展開されることもしばしばであった。

とりわけ1519年秋から翌年春にかけては、1513年に更新された特許状の再更新の是非をめぐる元老院で激しい議論が展開された⁵³。その際、ユダヤ人の経済的な貢献を重視する立場の貴族は、従来通りユダヤ人のゲットー居住を主張するのに対して、ユダヤ人の追放を主張する強硬派も一定の支持を集め、特許状の更新はなかなか承認されなかった。

たとえば、1516年のゲットー創設を提案したドルフィンは、ユダヤ人を追放したスペインやフランスの繁栄を引き合いに出して、以前のようにユダヤ人を市外から追放し、メストレに居

50 Sansovino, *op.cit.*, fs.137v-r(p.368). サンソヴィーノのゲットー観については、拙稿「あるイングランド人旅行者のみたヴェネツィアのゲットー——トマス・コーリヤットの旅行記から——」『鹿大史学』55、2008年、3章も参照。

51 拙稿「立地と景観」参照。

52 Ravid, 'Government and the Jews,' p.10.

53 この時期の議論の過程については、Sanuto, *op.cit.*, vol.28, 1890, ristampa, 1969, col.61-356; Pullan, *Rich and Poor*, pp.488-498; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.45-47; id., *Ghetto of Venice*, pp.34-36; 拙稿「ヴェネツィア貴族と「議論」——16世紀におけるゲットーとユダヤ人をめぐる事例から——」『関学西洋史論集』23、2010年（以下、「議論」）を参照。

住させることを主張したが、有力長老貴族のアントニオ・グリマーニ Antonio Grimani は、ゲットーもメストレも大差ないとして、ユダヤ人金融を擁護し、ゲットーでの居住を認める立場に立っている⁵⁴。議論の過程で、論点は特許状の更新とユダヤ人のゲットー居住の可否に加えて、ユダヤ人課税の増額とユダヤ金融の利子率の低減に収斂していったが、興味深いのは、1520年2月の段階でユダヤ金融に代わる公益質屋の導入が提案されていることである⁵⁵。これはアンドレア・トゥロン Andrea Tron が最初に主張し、すぐに多くの貴族が賛同しているが、そもそもヴェネツィア政府は、15世紀後半以降イタリア諸都市で設立されていた公益質屋について、本土領の諸都市での設立は容認していたものの、ヴェネツィアでは教会の影響力増大を忌避して認めていなかった⁵⁶。結局このときには公益質屋の導入は見送られ、特許状の5年間の更新とともに、ユダヤ人への課税額を年間1万ドゥカートに引き上げることで最終的に合意が成立しているが⁵⁷、このようにユダヤ人のゲットー居住と金融業の営業は、支配層である貴族も含めた都市民の反ユダヤ感情もあって、必ずしも円滑には定着しなかった。実際に1523年には、再び公益質屋の創設が提案され、一度は可決されたものの、十人委員会が介入してその開設を阻止し、実質的に公益質屋について議論することさえも禁止している⁵⁸。また、1526年にユダヤ人課税案が提出された際には、ユダヤ人側が金融業の放棄をほのめかして反対したことに立腹した反ユダヤ派の貴族が、元老院にユダヤ人の追放案を提出し、わずか10票差で成立した⁵⁹。しかし1528年には、ユダヤ人による金融業と中古品売買を今後5年間にわたって認める新たな特許状が十人委員会によって公布され、その後も更新されている⁶⁰。

このように、ゲットー創設以後においても、ヴェネツィア市内におけるユダヤ人の居住は必ずしも安定せず、特許状の更新時などにはゲットーでの居住か追放かという議論が繰り返された。そうした議論が収束してほぼ自動的に特許状の更新が認められるようになるのは、1541年のゲットー拡大や、ローマでのゲットー創設を端緒とする16世紀後半のイタリア半島での反ユダヤ政策の展開を経た、1580年代以降のことである⁶¹。

一方、ヴェネツィア政府や貴族層における議論と並行して、ユダヤ人の側からゲットーでの

54 Sanuto, *op.cit.*, vol.28, col.61-62; Pullan, *Rich and Poor*, pp.489-490; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.45; id., *Ghetto of Venice*, p.35; 拙稿「議論」、13頁。

55 Sanuto, *op.cit.*, vol.28, col.250; Pullan, *Rich and Poor*, pp.491-492; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.46-47; id., *Ghetto of Venice*, pp.35-36; 拙稿「議論」、13頁。

56 Pullan, *Rich and Poor*, pp.490-491.

57 Sanuto, *op.cit.*, vol.28, col.355-356; Pullan, *Rich and Poor*, pp.496-498; Ravid, 'Government and the Jews,' pp.10-11; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.47; id., *Ghetto of Venice*, p.36; 拙稿「議論」、13 - 14頁。

58 Pullan, *Rich and Poor*, pp.499-504; Ravid, 'Government and the Jews,' p.11; Calimani, *Storia del Ghetto*, p.47; id., *Ghetto of Venice*, p.36; 拙稿「議論」、14頁。

59 Roth, *op.cit.*, pp.58-9; Pullan, *Rich and Poor*, pp.504-505; Ravid, 'Government and the Jews,' p.11; Calimani, *Storia del Ghetto*, pp.47-48; id., *Ghetto of Venice*, pp.36-37.

60 Pullan, *Rich and Poor*, pp.505-506; Ravid, 'Government and the Jews,' p.11.

61 Ravid, 'Government and the Jews,' p.13.

居住の確保や制約の軽減などを求める働きかけがなされた。ユダヤ人は、すでに1516年3月のゲットー創設法案可決直後から、ゲットーへの強制移住は多くのユダヤ人の都市外への退去を招くとして政府を揺さぶる一方、金銭の提供を申し出て法令の撤回を求めたが、政府はその申し出を受け入れず、医師を含めたすべてのユダヤ人がゲットーに移るよう迫った。こうした交渉は7月まで続いたが、7月29日には元老院によってゲットーに関する細則が発表され、ゲットーの守衛と監視用ボートの乗組員の給与や選抜方法、守衛の居所、ユダヤ人の負担によるゲットー・ヌオーヴォとゲットー・ヴェッキオ間の橋の修理などが決められている。ただ一方で、ユダヤ人医師の夜間診療などは守衛に報告すれば認められるとし、守衛の減員や、ゲットー外での金融業の営業時間延長などの譲歩もなされた⁶²。また1517年には、人口の増大とともに過密化が進むゲットーの衛生状況の改善のために、ユダヤ人の出費によるゴミ捨て場と排水路の整備が認められている⁶³。1523年には、ゲットーを取り巻く運河において夜間実施されていたボートでの監視の廃止を請願して却下されたものの、1529年になって4000ドゥカート⁶⁴の負担と引き換えに認められた。すなわち、すべてのユダヤ人を壁で囲まれたゲットー・ヌオーヴォに隔離し、居住させるという原則は維持されるものの、ユダヤ人の日常生活を拘束する細部の規定は、ユダヤ人側からの金銭の供出により緩和されていったのである。

このように、ユダヤ人はときに市外への自発的な退去による金融業や経済的負担の放棄などをちらつかせつつ、現実には現金の供出と引き換えに種々の譲歩を引き出し、制約の緩和を実現していった。また、すでに述べたように、1520年代末にはドイツ系のシナゴグも建設されるなど、ゲットーで共生するユダヤ人たちは、出身地ごとに共同体を形成するとともに、その代表者がゲットーのユダヤ人を代表して政府と交渉を進める体制ができあがっていった。ヴェネツィアのゲットーがユダヤ人を隔離するために強制された居住区であったことは言を俟たないが、結果としてゲットーは、ユダヤ人の信仰や伝統を維持する保護区としての機能を持つことにもなったのである。

おわりに

これまで本稿では、イタリア半島で最初の強制的、隔離的なユダヤ人居住区であるヴェネツィアのゲットーの創設過程について検討してきた。その結果、16世紀初頭まで市内定住を阻まれていたはずのユダヤ人の排除のために設立されたゲットーは、カンブレール同盟戦争によってユダヤ難民が流入してきたことを契機として、ユダヤ人の経済力を活用したい政府と、都市からの追放を主張する聖職者や都市民の間の妥協の産物として成立した。ここに、対抗宗教改革に

62 Roth, *op.cit.*, pp.54-5; Ravid, 'Background,' pp.220-221

63 Ravid, 'Background,' p.221

64 *ibid.*, p.222.

おける宗教的な緊張関係の激化にともない、16世紀後半以降に順次成立したローマやフィレンツェをはじめとする他の都市に先駆けて、ヴェネツィアがゲットーを創設した要因があった。

しかもヴェネツィアでは、特許状に基づいて戦争中に実現したユダヤ人の自由な居住を制限し、新たにゲットー・ヌオーヴォと呼ばれていた都市の周縁部にある小島をユダヤ人居住区に設定して、そこへの移住を強制した。ここに、以前から市内の経済的な中心地区に自然発生的なユダヤ人居住区が成立し、それを囲い込む形でゲットーが成立した他のイタリア諸都市とは異なる、ヴェネツィアのゲットーのさらなる特徴を見出すことができる。

しかしながら、ヴェネツィアでは戦争前まで都市内からユダヤ人を排除する政策が堅持されていたことを考慮すれば、ゲットーはそうした原則を克服し、ユダヤ人の市内での定住と経済活動を保証する場としての性格をも有することになった。だからこそ、ゲットー創設後もユダヤ人の追放を求める意見は収束することなく、支配層を形成する貴族の間では特許状の更新をめぐるその後も激しい議論が展開され、しばしばユダヤ人の追放が議決されることにもなったのである。また16世紀後半には、対抗宗教改革にともなうローマ教皇庁の強硬姿勢の影響から、ユダヤ人の日常生活や経済活動には新たな規制も加えられた。したがって、ゲットーが成立してもなお、ユダヤ人の法的地位や市内居住は必ずしも安定したとはいえないのである。

とはいえ一方では、ヴェネツィアのゲットーは次第に多くのユダヤ人を吸収して、その人口が増大するとともに、言語や慣習を同じくする出身地ごとに共同体を形成して、信仰の場であるシナゴークや学校などを保有するようになった。ゲットーはユダヤ人の伝統や文化の保護区としても機能し、ヨーロッパ世界におけるユダヤ文化の一大拠点となるのである。しかも、ヴェネツィアを訪れるユダヤ人は、すべてゲットーに居住することが原則であったから、当初ゲットーに入居したドイツ系やイタリア系のユダヤ人、すなわちアシュケナジムとは異なる、オスマン帝国各地から来訪したセファルディムのユダヤ商人もまた、ゲットーに居住するようになった。ところが、イベリア半島に出自を持つ彼らは、アシュケナジムの金融業者や医師たちとは言語や服装、慣習を異にしていたため、次第に独自の共同体を形成するようになる。その過程で、狭隘なゲットーの拡大が求められるとともに、ゲットーの性格にも変化が見られるようになっていくのであるが、そうした点については稿を改めて論じることとしたい。

【本稿は、平成22年度科学研究費補助金（若手研究(B)）による研究成果の一部である】